［削る］

算式Ⅱの符号

β　道府県が地方税法第 72 条の 115 第 2 項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の見込額

a　当該市町村人口

b　当該市町村の属する道府県人口

（自動車取得税交付金の基準額の算定方法）

**第三十七条の八**　自動車取得税交付金の基準額は、指定都市にあつては地方税法第百四十三条第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同法同条第二項に係るもの（以下「国府県道分」という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

（A × B）× 0.75

算式の符号

A　前年度中に自動車取得税交付金として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は国府県道分の額

B　次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の指定都市別の市町村道分又は国府県道分ごとの伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\sqrt{(a / b)} \times 0.3746$

算式の符号

a　前記 A に同じ

b　当該年度の前 3 年度に自動車取得税交付金として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は国府県道分の額

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

（A × B）× 0.75

算式の符号

A　前年度中に自動車取得税交付金として当該市町村に対して交付された額

B　次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\sqrt{(a / b)} \times 0.3746$

算式の符号

a　前記 A に同じ

b　当該年度の前 3 年度に自動車取得税交付金として当該市町村に対して交付された額